（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第十八条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第九条　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第九条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十条　第八条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第十条**　第八条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第十一条　第八条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十一条**　第八条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

様式第三号から様式第六号まで中「日本工業規格」を削る。

（公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正）

第十九条　公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第十三条　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第十三条**　前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十四条　第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第十四条**　第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第十五条　第十二条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十五条**　第十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）